

東久留米市職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案				現 行			
第1条から第23条まで (現行のとおり)				第1条から第23条まで (略)			
別表				別表			
宿泊料及び食事料				宿泊料及び食事料			
		宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)			宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
区分	内 国 旅行	15,000円	1,000円	区分	内 国 旅行	15,000円	1,000円
	外 国 旅行	第6条第6項及び第7項、第16条並びに第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和25年法律第114号) の規定の例によるものとし、国家公務員等の旅費支給規程 (昭和25年大蔵省令第45号) 別表第2の規定を適用するときは、同表中職務の級が10級以下の者の額を適用する。			外 国 旅行	国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和25年法律第114号) 別表第2に規定する3級以下の職務にある者相当額	